

令和6年第8回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年8月26日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開会時刻	午前 9時51分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時56分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
市民生活部産業振興課 主幹 吉野 文貴 " 主査 田中 正三			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			次長	遠藤 俊一
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第16号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第4	議案第18号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第5	議案第19号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について			
日程第6	報告第8号 報告事項について			
日程第7	その他			
議事(担当)		内容		
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和6年第8回農業委員会総会を開会します。</p>		

とより、大人も含めて、農業、住民間の共同作業、環境保全への理解が高まるのではないかとの思いを常日ごろから持っていました。

そうした中、「畑を使ってよい」と言ってくれる人がいるとの話があったため、手続きを始めることとなり、本協議会の環境委員会と理事会においても「畑づくり」の事業の賛成が得られました。

本事業は、こどもの健全育成を軸とし、次の7つの目的に沿って、多くの会員が様々な形で参加できる農業にしたいと考えています。

①こどもたちの農作業体験と自分の収穫物を食する機会を作る。

②朝市での販売によるコミュニティの活性化に貢献する。

③基本的に農薬や化学肥料を使わず、安心して土にふれる体験ができる場を作る。

④こども食堂などへ生産物を寄付する。

⑤畑で野菜を栽培することを通して、異なる世代の交流の場を作る。

⑥この地を交流の場として、次世代に農業従事者の知識を伝える機会を作る。

⑦参加したこどもたちが、作物づくりを通して、災害時の対応力を育む。

以上のことを踏まえて、農地所有者に改めて話を伺ったところ、「自分は高齢なため、もしもの時は相続人に迷惑をかけないように速やかに農地を返還すること、地域支え合い協議会の名を入れた看板を立てることを条件にして、無償で農地を使ってよい」との快諾を得ることができました。

このため、農地の使用貸借に向けた申請を行ったとのことです。

議長

次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員

耕作に係る責任者に電話にて申請内容を確認した。

当該地域支え合い協議会では、こどもの教育のための事業を展開しており、今回の農地法3条の申請においては、法的に問題はないと考えている。気になるのが、耕作、畑の維持管理についてのビジョンが明確でないこと。最近の気候変動等を考えると、維持管理に支障があるのではないかという話を責任者にした。耕作する者について確認したところ、責任者の他、もう1人いるが年齢は70歳を超えているとのことでした。他に指導者的立場の人が2名いるが、直接的に作業をするわけではないということでした。責任者自身は、日ごろから家庭菜園を行っているとのこと、地域支え合い協議会で栽培しているサツマイモについても少量とのことでした。貸借権の設定は20年であり、契約書には相続が発生し

た際は農地を返す旨の記載があるとのことでした。聞き取った内容では、農業に対する姿勢は十分熟慮されていないが、熱意は感じた。

最近の厳しい気候の中での農地の維持管理は大変なことである。農業を本業としている農家の方でも今の時期はかなり大変な思いをされている。責任者の経験で出来るものか疑問が残る。後継者を育成する考えも話していたが、特定な人は決まっていないとのことである。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に申請内容のとおり間違いがないということを確認した。

相続が発生した時は農地を返してほしいことも確認している。また、借受人から看板設置について聞かれたので、転用申請の許可後に設置して欲しいということも伝えているとのことである。

委員 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 借受人の耕作に携わる人数を確認したい。

事務局 責任者の2人が主に作業をすると聞いている。実際の作業についてはその2人だけではなく環境委員が行っていく。環境委員の人数は10人程度と聞いている。また、こどもたちの健全育成事業等のイベント時には地域のこどもたちにも声をかけて作業を行っていく。

委員 貸付人が高齢であるのに、貸借期間を20年としているのはなぜか。相続が発生したときは問題ないか。

事務局 20年の設定期間についての理由は確認をしていないが、相続が発生した際には改めて相続人と借受人で協議をし、相続人が引き続き貸すということであれば貸借を継続することになる。

委員 貸付人の親族が相続する場合は、速やかに農地を返却する記載が契約書にあるので、問題はないと思う。
実際に耕作する人が高齢であることが問題である。

事務局 耕作者は高齢であるが、今後事業を継続するために、中心となる者を育成して農業の技術を会員間において伝承していく体制を作っていくことが申請書類に記載されている。

委員	20年の設定期間の根拠は、何年まで設定できるのか。
事務局	設定期間は当事者間で決めることとなっている。 民法上では50年が賃貸借の契約期間の上限となっている。設定期間が適正かは、その期間にしっかり営農できるかを審査する必要があると考える。
委員	地域支え合い協議会は、多くの人々が様々な形で交流できる場となることを目的とする面があると思うが、路上駐車等により近隣に迷惑がかからないかが心配である。対応策が必要では。
事務局	事前相談時から申請者に対し指導をしている。接道が狭く、駐車はできない旨を説明している。また、農地に車を停める場合には手続きが必要になることも説明している。 活動している拠点が近隣の小学校であり、イベント等で人が集まる際には、学校の駐輪場や駐車場を使用することが想定される。小学校から申請地は、徒歩10分かかる程度である。本総会でのご意見は申請者に改めて説明をさせていただきたい。
委員	申請地は貸付人の母屋と近接しているので、相談して了解が得られれば駐車等の問題も解決できると思う。 また、この事業が軌道に乗った場合、農地を拡張したい考えがあるようである。その場合には、近接する農地の所有者が高齢で今後耕作が困難であるので借りることができるのではないかとこのことを借受人に伝えてある。
事務局	当該地域支え合い協議会は10数年前に設立されており、自治会とは違う形で、自治会の枠を超えた地域の支え合いのための団体ということで活動開始された。基本的には、防災関係・子育て・地域の交流をメインとし、NPO法人として活動している。活動経費確保のため、地域の企業敷地の草刈りや管理を行って収入を得ている。それが農業とは当然違うことは承知しているが、厳しい気候の中でも管理が行えていると聞いている。会員の総人数はわからないが、これまでも地域の方々に代替わりもうまくできていると感じている。指摘内容は事務局から協議会に伝えさせていただく。
議長	その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

	議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、本件につきましては、「許可」とすることに決定しました。</p>
日程第3	議長	<p>議案第17号 「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。 1番について、事務局より説明願います。</p> <p>事務局</p> <p>申請地は、鶴ヶ島市役所の北東約330メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸住宅に妻と子ども1人の3人で生活しています。 家族3人での生活を重ねていくにつれて家財道具や仕事に関する荷物も増え、現在の住まいは手狭であるため、以前より計画していた自己用住宅の建築を行いたく申請に至りました。 建築に際しての条件は、譲受人の職場（川越市）と妻の職場（坂戸市）までの通勤時間が現在の住まいと大幅に変わらないこと、譲受人の実家（日高市）までの距離が変わらないこと、自家用車2台及び来客用1台の合計3台の駐車スペースが確保できることなどとししました。 持家や住宅建築するための土地を所有していないため、市街化区域と市街化調整区域の宅地、雑種地、山林、農地など各地を探しましたが、条件に見合う土地は見つかりませんでした。 申請地は、職場までの通勤時間が現在の住まいとほとんど変わらず、譲受人の実家への時間は5分ほど短縮できる立地にあり、将来予想される両親の面倒や介護が必要になった際にも、不安なく生活できる場所です。また、3台分の駐車スペースも問題なく取れ、正に希望通りの土地です。加えて、近くを通る国道沿いにはスーパー、飲食店、ホームセンターなども多く立ち並び、新しい生活を始めるには不安のない土地と考えているとのことでした。</p> <p>議長</p> <p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>委員</p> <p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p>

	<p>本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人が高齢のため、ご子息に話を伺いました。 事務局の説明のとおり、本申請内容に間違いがないことを確認しました。なお、譲受人は高齢のため農作業は行っていないとのことです。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p>
議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、鶴ヶ島農業交流センターの東約220メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、坂戸市の賃貸住宅に夫婦2人で生活しています。 今後子どもが生まれた場合に家が手狭になることから自己用住宅の建築を計画しました。 建築に際しての条件は、妻の両親の将来の介護のことを考えて実家（鶴ヶ島市）に近いこと、夫婦の職場（毛呂山町及び鶴ヶ島市）の通勤に便利な場所であること、自家用車2台及び来客用1台の合計3台の駐車スペースが確保できることなどとししました。 市街化区域や市街化調整区域の農地以外の場所も検討しましたが、敷地が狭くて建築計画に合わないため、断念しました。 また、夫婦は共に介護福祉士の資格を有しているため、将来は鶴ヶ島市の介護事業等にも積極的に参加したいと思い、本申請地を選定したとのことです。</p>

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とす
ることに決定しました。

議長 次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請地は、鶴ヶ島市役所の北東約300メートルに位置す
る第3種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定さ
れていません。

借受人は、最近まで妻と子ども2人の4人で東京都三鷹市
内の自己所有のマンションで生活していましたが売却して、
現在は鶴ヶ島市内の貸家で生活しています。

三鷹市のマンションに住んでいた頃から、子どもの成長に
伴う家財の増加で手狭に感じていたため、結婚当初からの夢
であった住宅の建築を計画しました。

鶴ヶ島市内の不動産屋で実家に近い市街化区域、市街化調
整区域、非農地を探しましたが、思うような土地が見つかり
ませんでした。そのような時に両親に相談したところ、本申
請地を紹介されました。

本申請地での住宅の建築には、三鷹市のマンションの売却
が必要不可欠でしたが、買主がなかなか決まらない状況が続

いた上、4月のこどもの入学に合わせて急ぎ鶴ヶ島市内に引っ越さなければならず、仮住まいの形で一時的に現在の貸家に住むことになりました。

入りきらない家財は期限付きで実家にて預かってもらえることになりましたが、現在の貸家では必要な家財が不足しており生活に不便を感じているため、一日も早く新居に引っ越すことを望んでいます。

三鷹市内のマンションの売却は既に完了しており、夫婦は他に土地や家屋を所有していません。

本申請地は借受人の実家に隣接しており、子育てに悩む日々両親から適切なアドバイスをもらえる距離にあることは、私達家族にとって大切なことであり、安心して生活を送れます。また両親も高齢のため、何かあった時にすぐに駆け付けられる距離にあることはお互いにとっても安心できると考えているとのことです。

議長 担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 借受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
なお、借受人の勤務地は新宿区内です。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
なお、貸付人が他の農地で栽培する農作物は自家消費分であり、農業は継続していくとのことです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請地は、鶴ヶ島市役所の南約340メートルに位置する第2種農地及び第3種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。

譲受人は、東松山市の賃貸住宅に妻と子ども1人の3人で生活しています。

子どもが今年生まれたばかりで、育児用品なども増え、現在の住まいは手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。

土地の選定については、勤務先及び実家までの距離を重視して検討を重ねました。譲受人は共に教員をしており、夫は比企郡嵐山町、妻は川越市で勤務しています。また、夫の実家は比企郡嵐山町、妻の実家は川越市にあるため、中間に位置する鶴ヶ島市近隣で土地を探しました。

市街化区域、市街化調整区域、非農地でも探してみましたが、適地であった場所は先約があり断念しました。また、その他の場所でも計画建物の配置や駐車スペースの確保ができる土地が見つかりませんでした。

申請地は、夫の勤務先及び実家のある比企郡嵐山町まで自動車で40分程度、妻の勤務先及び実家のある川越市まで自動車で40分程度であり、育児や介護のことも考えるととても都合がよいため、申請地での建築を計画しました。

申請地周辺は住宅が密集しておらず、自動車の往来も多くないため、子どもも伸び伸びと過ごせると思います。また、生活に必要な商業施設や公共施設からも近く、災害リスクも低い土地であるため、長く快適に暮らすには最適な立地と考えているとのことでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とす
ることに決定しました。

議長 次に5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請地は、市立西中学校の北東約480メートルに位置す
る第1種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていま
したが、令和6年7月5日に除外されています。

借受人は、坂戸市の賃貸住宅に妻と子ども1人の3人で生
活しています。

長男の誕生に伴い現在の住居が手狭になってきたため、こ
れを機会に自己用住宅を建てたいと考えました。

妻の実家がある鶴ヶ島市内で、市街化区域と市街化調整区
域の土地を探してみましたが適当な物件がありませんでし
た。そうした中、妻の父から申請地での建築の提案があり、
現地を見に行ったところ、とても気に入ったため、申請地
での自己用住宅を計画しました。

なお、妻の父が所有する土地で宅地もありますが、すでに
利用しており建築はできませんでした。

申請地と妻の実家は近いため、将来の親の介護や私達のこ
どもの面倒を見てもらうことを考えると、両親や私達家族も
心強く安心して生活ができ、大変良い立地条件と考えている
とのことでした。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 借受人に、確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いま
す。

推進委員 貸付人に確認した内容を報告します。
本申請内容に間違いがないことを確認しました。
申請の理由は、事務局の説明のとおりです。

	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>議案第18号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p>
	事務局	<p>申請地は、大字高倉地内の第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。申請地1番については、面積は、1筆で969㎡。申請地2番については、面積は、3筆で3,869㎡となっています。</p> <p>令和元年9月1日から令和6年8月31日までの5年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。</p> <p>ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間となっています。</p>
	議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
	委員	<p>借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。 借受人は農地を綺麗に効率的に利用している。主にスーパーマーケットに出荷しているとのこと。</p>
	議長	<p>担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
	推進委員	<p>貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。</p>

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長 特段ないようですので質疑を終了し、1番と2番について、順次採決を行います。
1番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

議長 次に2番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。

議長 次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請地は、大字高倉地内の第2種農地で、面積は、4筆で5,093㎡となっています。
令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権が設定されています。
ここで利用権の設定期間が終了するため、引き続き利用権の設定を行うものです。期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間となっています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

委員 借受人に確認した内容を報告します。
内容については、事務局の説明のとおりです。
農地はとても綺麗に利用されています。収穫した農作物は全量、食品加工工場に出荷しています。

議長 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

	<p>推進委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第5</p>	<p>議長</p> <p>説明員</p>	<p>議案第19号 「鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、農用地から除外しようとする土地2件についての意見を求められているものです。</p> <p>なお、意見につきましては、農振除外の適否の観点からお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、1番について担当職員より説明をお願いします。</p> <p>申出人は、現在、川島町の妻の実家に妻の両親と居住しています。長男が誕生したことをきっかけに、義母にこどもの子育てを手伝ってもらうために仮住まいをしています。</p> <p>妻の実家の近くには駅が無く通勤に苦勞していること、こどもの成長に伴い家が手狭になること、妻の妹が実家を継承することから自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>市街地等の土地も検討しましたが、自分たちの求めた環境に合わず断念しました。そうした折、父の所有する農地の草刈りの管理が、年々大變な負担となっていることを聞き、この農地の一部に住宅の建築し、周辺農地の管理をできればと計画しました。</p> <p>申出地は、申出人の実家に近く、将来、農地の管理や親の面倒を見やすくなること、一本松駅に近いこと、通勤にも便利な場所です。また、現在、育児休暇中の妻が、東松山市内の職場に復歸した際にも、両親にこどもの面倒を見てもらう</p>

ことができます。

以上のような理由から本申出に至りました。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

本件については、特に意見等ありませんでしたので、「特に意見なし」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

議長

それでは、本件について、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。

議長

次に2番について、説明願います。

説明員

申出人は、現在、両親の家に両親と兄と4人で居住しています。長年にわたり親子4人での生活で、家具、身の回りの生活用品等も多くなり手狭な状態となりました。

家族で話し合いをしたところ、兄が実家を継ぎ、申出人が実家を出て自己用の一戸建ての専用住宅を建築し、引越しをする計画を立てました。

市街化区域や市街化調整区域地の土地も検討しましたが、申出人の希望する条件に合う土地がなく断念しました。

両親に相談したところ、父の所有する今回の申出地であれば、実家に隣接しているため、高齢の両親とお互いに助け合って支えていくことができると考えています。

以上のような理由から本申出に至りました。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質問・意見なし)

議長

特段ないようですので質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。

		<p>本件については、特に意見等ありませんでしたので、「特に意見なし」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員同意)</p> <p>議長 それでは、本件について、「特に意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議長 挙手全員のため、本件は、「特に意見なし」とすることに決定しました。</p>
日程第6	議長	報告第8号「報告事項について」を議題といたします。事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和6年第7回総会における審議案件 5件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 5件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 1件 ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第7	議長	その他について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	特にありません。

議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求めます。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和6年第8回農業委員会総会を閉会します。